

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成30年4月6日（平成30年（行情）諮問第181号）

答申日：平成30年7月2日（平成30年度（行情）答申第159号）

事件名：非常勤職員一覧表（専門調査員等）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「非常勤職員一覧表（専門調査員等）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年2月6日付け金総第844号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の全部開示をするように申し立てる。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね次のとおりである。なお、審査請求人から、平成30年5月13日付け（同月14日收受）で意見書が当審査会宛て提出されたが、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が付されており、その内容は記載しない。

平成28年11月22日付け行政文書開示請求書は、配達証明便で送って、2016年11月24日14時50分に届いている。

平成28年12月7日に受付したと受付日をねつ造している。

文書の偽造は犯罪である。

決定の期限の延長（金総第9775号平成29年1月6日付け）で、開示の決定の延長の期限を平成29年2月6日にしている。受付日をねつ造して、60日以内に決定をしていない。

（中略）

人事院通達により、公募によらない採用は同一の者について連続2回を限度とするよう努めるものとされている。

（中略）

金融サービス相談員は一年雇用の期間業務職員である。

2015年から設置した主任金融サービス相談員は一年雇用の期間業務

職員である。

例年、若干名の募集しかしていない。実質継続して雇用している疑義がある。

毎年若干名の募集では、「公募によらない採用」を3年以上続けている相談員が存在しているのではないか。

(中略)

金融サービス相談員の氏名と給与を、すべて不開示にすることで情報隠蔽をしている。

事績管理簿に、相談員の名字は記載されている。金融サービス相談員の氏名は不開示情報ではない。

金融庁ウェブサイトを経由して送信されたパブリックコメントの開示において、受付した職員の氏名と、宛先の職員の氏名は開示されている。職員の氏名は不開示情報ではない。

給与は、同じ一年雇用の期間業務職員の事務補佐員の場合、募集の際、日額が記載されている。公務員の給与体系は、不開示情報ではない。

金融庁は、金融サービス相談員が相談者（国民）に対して、嘘をついたことを根拠に記録の改ざんを行っている。

金融サービス相談員は「嘘をついて騙す」「記録の改ざん」の訓練を受けている。

相談員が嘘をつくことで記録の改ざんを実行する「特殊な犯罪」のために、金融サービス相談員を公募によらずに3年以上継続して雇用していた。

(中略)

同じ一年雇用の期間業務職員であっても、金融サービス相談員は事務補佐員より給与が優遇されている。

(中略)

「一年雇用」の「期間業務職員」として「継続」して雇用を続けていて、給与は優遇することで違法行為の「漏えい」を防いでいる。

(中略)

金融サービス相談員にだけ、国民に対応をさせて、職員の氏名を匿名化している。

金融サービス相談員に記録のねつ造・改ざんの責任を負わしている。複数年雇用、または常勤の職員として雇用すれば、「公益通報、内部通報」をする可能性がある。

「一年雇用」の「期間業務職員」の通報は、「最大で一年無視すれば」、契約終了にできるものであり、その時点で内部職員では無くなる。「通報したことにより解雇」にはならない。公益通報者保護法の対象にならないようにしている。

公益通報者保護法に基づく公益通報をできないようにしている。

(中略)

金融サービス相談員に対する人権侵害である。

安倍晋三首相の「国民の生命・財産を守る。日本は法令遵守の国である」さらに「女性が輝く日本へ」という政策に違反している。

相談者の大半は高齢者である。高齢者と障害者に対する人権侵害である。

(中略)

金融庁は「故意に」行政庁として不適切な行為を「組織的」に繰り返している。

行政は、国民に嘘をついてはいけない。国民を欺いてはいけない。

開示された文書の内容では、毎年相談員を何人募集して、何人採用したのか分からない。

相談員の氏名と給与を不開示にしているため、3年以上継続して雇用している相談員がいるかどうか、まったく分からない。公務員の氏名と給与は不開示情報ではない。国民に直接対応している相談員の氏名は不開示情報ではない。期間業務職員の給与は不開示情報ではない。

(中略)

不開示にすることで、情報隠蔽を行っている。不正の隠蔽をしている。

不開示部分の全部開示をするように申し立てます。

本来、全部開示しなければならない情報である。金融サービス相談員の氏名は不開示にするような情報ではない。決定を60日間に延長するような情報ではない。

相談員の総数と氏名。相談員の給与。毎年、相談員を何人募集して、何人採用したのか。何人、新規に採用したのか。何人継続して雇用しているのか。不開示にするような情報ではない。

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、処分庁に対して行った平成28年11月22日付け行政文書開示請求(平成28年12月9日受付)に関し、処分庁が、法9条1項に基づき原処分を行ったところ、これに対し審査請求があったが、以下のとおり、原処分を維持すべきものと思料する。

1 原処分の概要

(1) 原処分について

処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を開示する旨の決定を行った。

(2) 原処分の理由

不開示とした部分には、金融サービス相談員の氏名、給与に関する情報が記載されている。これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではない。したがって、当該情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる

情報であることから、法5条1号に該当するものとして、不開示とした。

2 原処分の妥当性について

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、人事担当が人事記録として作成した、金融サービス利用者相談室の金融サービス利用者相談員（非常勤職員）（以下「相談員」という。）の一覧表であり、各相談員の配属先、氏名、採用日、任用予定期間、勤務時間、給与等がそれぞれ記載されている。

(2) 不開示事由該当性について

不開示とした部分には、各相談員の氏名、給与等が記載されているところ、これらは、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

そして、本件対象文書は、人事に関する事項について記録した文書であって、職務遂行に係る情報が記載された文書ではないため、職務遂行に係る情報に含まれる公務員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとしてされている「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）は適用されず、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないから、法5条1号ただし書イには該当しない。また、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。

したがって、上記部分については、法5条1号に該当する。

3 結語

以上のとおり、原処分が本件対象文書につき、その一部を不開示としたことについては、諮問庁は、これを維持すべきものと思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成30年4月6日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月25日 | 審議 |
| ④ 同年5月14日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ 同年6月7日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同月28日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、金融庁総務企画局政策課の金融サービス利用者相談室に配属された非常勤職員（相談員）の一覧表であり、処分庁は、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、原処分を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、当該部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、当審査会において、本件の開示実施文書を確認したところ、原処分に係る開示決定通知書において不開示とする旨明記されていない部分（相談員の退職手当額に係る記入欄及びその項目名）が不開示とされていることが認められた。当該部分については、原処分に係る開示決定通知書上不開示とする旨明記されていない以上、原処分において開示されたものと解すべきであるから、本件審査請求の対象外であるといわざるを得ず、したがって、当審査会は、当該部分の不開示情報該当性についての判断は行わない。

2 不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、相談員ごとに一行の記入欄を設けた表形式の文書であり、本件対象文書の不開示部分には、各相談員の氏名及び給与に関する情報（以下「本件不開示部分1」という。）並びに当該情報に係る記入欄の項目名（以下「本件不開示部分2」という。）が記載されている。

(2) 本件不開示部分1について

ア 各相談員の氏名及び給与に関する情報は、一行ごとに一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ 審査請求人は、上記第2の2のとおり、事績管理簿に相談員の名字が記載されていること及び期間業務職員である事務補佐員の募集の際にその給与日額が公表されていることを挙げた上で、相談員の氏名及び期間業務職員の給与は不開示情報ではない旨主張しているので、法5条1号ただし書イ該当性に関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

(ア) 本件対象文書は、上記第3の2のとおり人事記録として作成されたものであり、人事記録に記載された人事に関する情報である相談員の氏名及び給与を公にする法令の規定及び慣行はない。

(イ) なお、事績管理簿に記載された相談員の氏名については、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」を踏まえ、相談員の職務遂行に係る情報として開示しているものである。

(ウ) また、期間業務職員の募集において公表されている給与額については、期間業務職員の一般的な給与水準について、一定の幅をもって表示しているものであり、特定の職員に適用される給与額を示しているものではない。

ウ 以上を踏まえ検討すると、本件不開示部分1に記載された情報は、

法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、さらに、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。また、これらの情報は、相談員の職務遂行に係る情報とはいえないことから、同号ただし書ハに該当するとも認められない。

エ 次に、法6条2項の部分開示の可否について検討すると、相談員の氏名は、当該相談員の個人識別部分に該当し、部分開示の余地はない。また、相談員の給与については、金融庁の関係者等一定範囲の者には当該相談員が特定されるおそれがあり、かつ、これらの情報は、通常、他人に知られることを忌避する性質の当該相談員の機微にわたる私的な情報であることから、これらを公にすることで当該相談員の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示はできない。

オ 以上のことから、本件不開示部分1は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 本件不開示部分2について

本件不開示部分2は、項目名であり、個人に関する情報に該当するとは認められない。したがって、当該部分は、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、別紙に掲げる部分以外の部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別紙（開示すべき部分）

氏名及び給与に係る記入欄の項目名